

■新旧対照表

項目

水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表

頁

P 1

改定箇所及び理由

現行 (令和5年3月)

改定 (令和6年4月)

1 工事関係書類一覧表

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
工事 着手 前	監督員任命(変更)通知書	第10条	第55条	横浜市水道局 請負工事監督 事務取扱規程	●	○	×	×			発注者が作成			
	「分別解体等の方法」の説明書			建設リサイク ル法 第12・ 13条	☆	○	○	×			監督員が内容を 確認後、「分別解体 等の方法等」を契 約書に添付	○		
	工事着手届出書	第3条			①	○	○	×			着手にあたり提出		○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特別監理技術者・監理技術者補佐選定通知書	第11条 第1項第 11条第5 項			③	○	○	×			着手にあたり提出		○	
	請負代金内訳書	第4条第1項 第35条			②	○	○	×			契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないと認めた場合は省略可 今後、工程表に余裕期間を明記する必要がある		○	
	工程表	第4条第1項 第52条			④	○	○	×					○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5 項			⑤	○	○	○			専門技術者を定めたとき(変更したときも同様)		○	
	建設業退職金共済証紙購入状況等 報告書等			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-40-5	◎	○	×	×			令和4年3月31日までに契約した工事で契約締結後 2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出		○	
	建設業退職金共済制度掛金充 当状況等報告書			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-40-5	◎	○	×	▲			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に貼付する 方式の場合は書面での提出のみ可 電子申請方式の場合は、電子及びASPも可 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出		○	
	掛金収納書提出用台紙			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-40-5	◎	○	×	×			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 (建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書と 一緒に提出)		○	
	掛金収納書(電子申請方式)			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-40-5	◎	○	×	▲			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 (建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書と 一緒に提出)		○	
	(前払金)請求書	第35条第1 項	第78条			○	▲	×			※9		○	
	VE提案書			契約後VE方 式の実施に関 する特記仕様 書	◇	○	○	○			契約後VE方式の実施に関する特記仕様書で定めら れた様式で作成、提出する		○	
	(電子納品)事前協議チェックシート			電子納品に関 する特記仕様 書	◆	○	×	×			工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前 協議チェックシート」を提出すること。また、工事過 程で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議 の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」 を提出すること。		○	
	コリンズ登録「登録のための確認の お願い」			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-5	⑧	○	○	▲			500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時に作成し、監督員の確認を 受けつうえ、土木工事共通仕様書で定められた時 期から期日内(10日以内など)に、登録機関へ申 請する。 ※メール承諾手続きによる監督員の確認は、登録 機関からの自動送信メールに添付された書面確認 とするため、請負人からの様式⑧の作成及び書面 の提示は不要とする。		○	
コリンズ登録「登録内容確認書」			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-5	⑧	○	○	▲			「登録のための確認のお願い」の申請後、「登録内容 確認書」が登録機関から発行され次第、速やかに監 督員へ提示する。 ※メール承諾手続きによる監督員の確認は、登録 機関からの自動送信メールに添付された書面確認 とするため、請負人からの様式⑧の作成及び書面 の提示は不要とする。		○		

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
工事 着手 前	監督員任命(変更)通知書	第10条	第55条	横浜市水道局 請負工事監督 事務取扱規程 第4条第3項 横浜市水道局 請負工事監督 事務取扱規程 第3条	●	○	×	×			発注者が作成			
	「分別解体等の方法」の説明書			建設リサイク ル法 第12・ 13条	☆	○	○	×			発注者が内容を 確認後、「分別解体 等の方法等」を契 約書に添付	○		
	工事着手届出書	第3条			①	○	○	×			着手にあたり提出		○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特別監理技術者・監理技術者補佐選定通知書	第11条 第1項第 11条第5 項			③	○	×	×			着手にあたり提出		○	
	請負代金内訳書	第4条第1項 第35条			②	○	○	×			契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないと認めた場合は省略可 今後、工程表に余裕期間を明記する必要がある		○	
	工程表	第4条第1項 第52条			④	○	○	×					○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5 項			⑤	○	○	○			専門技術者を定めたとき(変更したときも同様)		○	
	建設業退職金共済証紙購入状況等 報告書			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-41-6	◎	○	×	×			令和4年3月31日までに契約した工事で契約締結後 2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出		○	
	建設業退職金共済制度掛金充 当状況等報告書			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-41-6	◎	○	×	▲			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に貼付する 方式の場合は書面での提出のみ可 電子申請方式の場合は、電子及びASPも可 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出		○	
	掛金収納書提出用台紙			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-41-6	◎	○	×	×			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 (建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書と 一緒に提出)		○	
	掛金収納書(電子申請方式)			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-41-6	◎	○	×	▲			令和4年4月1日以降に契約した工事で契約締結 後2か月以内に提出 (建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書と 一緒に提出)		○	
	(前払金)請求書	第35条第1 項	第78条			○	▲	×			※9		○	
	VE提案書			契約後VE方 式の実施に関 する特記仕様 書	◇	○	○	○			契約後VE方式の実施に関する特記仕様書で定めら れた様式で作成、提出する		○	
	(電子納品)事前協議チェックシート			電子納品に関 する特記仕様 書	◆	○	×	×			工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前 協議チェックシート」を提出すること。また、工事過 程で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議 の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」 を提出すること。		○	
	コリンズ登録「登録のための確認の お願い」			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-5	⑧	○	○	▲			500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、土曜日、日曜日、祝日等 を除き10日以内に登録機関へ申請し、「登録内容 確認書」を速やかに提出する。※原則、コリンズシ ステムから発注者へのメールによる提示とする。		○	
コリンズ登録「登録内容確認書」			土木工事共 通仕様書第1 編 1-1-5	⑧	○	○	▲					○		

○財政局「工事関係  
書類一覧表」の改定  
に伴う変更修正等

■新旧対照表

項目

水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表

頁

P 1

改定箇所及び理由

現行 (令和5年3月)

改定 (令和6年4月)

1 工事関係書類一覧表

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
工事着手前	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-			建設副産物情報交換システム(COBRIS)の使用に関する特記仕様書	○	○	○				建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した書面を監督員に説明したうえで、施工計画書に含めて提出		○	
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-			建設副産物情報交換システム(COBRIS)の使用に関する特記仕様書	○	○	○				建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した書面を監督員に説明したうえで、施工計画書に含めて提出		○	
	工事登録証明書			建設副産物情報交換システム(COBRIS)の使用に関する特記仕様書	○	○	○				建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した書面を監督員に説明したうえで、施工計画書に含めて提出		○	
	建設リサイクル法に基づく通知書			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条	●	○	×	×			発注者が作成			
	建設副産物確認処分届			土木工事共通仕様書第1編 1-1-17-13	⑩	○	○	○			建設副産物を確認処分とした場合		○	○
	施工計画書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-4	⑦	○	○	○			着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出		○	○
	設計図書の照査確認資料			土木工事共通仕様書第1編 1-1-3-2		○	○	○					○	○
	測量標・境界標確認報告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-37-2	⑭	○	○	○			工事測量(仮BM及び多角点の設置、設計図書との照合等)について提出		○	○
	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書等			個人情報取扱特記事項	◇	○	×	×			個人情報取扱特記事項で定められた様式で作成、提出する		○	
	施工体制台帳	第8条		土木工事共通仕様書第1編 1-1-9(建設業法・入契法)	⑨	○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)写しを提出し、原本は工事現場に備え置く		○	○
	施工体系図			土木工事共通仕様書第1編 1-1-9(建設業法・入契法)		○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	○
	関係機関届出書類 道路使用許可書(写)・道路工事・占用届出書(写)など			土木工事共通仕様書第1編 1-1-32-5(道路交通法など)		○	○	○			着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出必要に応じて検査時に提出、確認		○	○
	材料確認願			土木工事共通仕様書第1編 2-3-4	⑳	○	○	○						○
使用材料承諾願			土木工事共通仕様書第1編 2-3-4	㉑	○	○	○			材料使用前および変更・追加時			○	○

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
工事着手前	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-			建設副産物情報交換システム(COBRIS)の使用に関する特記仕様書	○	○	○				建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した書面を監督員に説明したうえで、施工計画書に含めて提出		○	
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-			建設副産物情報交換システム(COBRIS)の使用に関する特記仕様書	○	○	○				建設副産物情報交換システム(COBRIS)で作成した書面を監督員に説明したうえで、施工計画書に含めて提出		○	
	工事登録証明書			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条	●	○	×	×			発注者が作成			
	建設リサイクル法に基づく通知書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-18-15	⑩	○	○	○			建設副産物を確認処分とした場合		○	○
	施工計画書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-4	⑦	○	○	○			着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出		○	○
	設計図書の照査確認資料			土木工事共通仕様書第1編 1-1-3-2		○	○	○					○	○
	測量標・境界標確認報告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-38-2	⑭	○	○	○			工事測量(仮BM及び多角点の設置、設計図書との照合等)について提出		○	○
	個人情報保護に関する安全管理措置報告書(第1号様式)			個人情報取扱特記事項	◇	○	○	○					○	
	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書(第2号様式)			個人情報取扱特記事項	◇	○	○	○					○	
	施工体制台帳	第8条		土木工事共通仕様書第1編 1-1-9(建設業法・入契法)	⑨	○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)写しを提出し、原本は工事現場に備え置く		○	○
	施工体系図			土木工事共通仕様書第1編 1-1-9-2(建設業法・入契法)		○	○	○			下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	○
	関係機関届出書類 道路使用許可書(写)・道路工事・占用届出書(写)など			土木工事共通仕様書第1編 1-1-33-6(道路交通法など)		○	○	○			着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出必要に応じて検査時に提示、確認		○	○
	材料確認願			土木工事共通仕様書第1編 2-3-4	⑳	○	○	○						○
使用材料承諾願			土木工事共通仕様書第1編 2-3-4	㉑	○	○	○			材料使用前および変更・追加時			○	○

○財政局「工事関係書類一覧表」の改定に伴う変更修正等

現行 (令和5年3月)

改定 (令和6年4月)

1 工事関係書類一覧表

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5	
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出		
															提示
工事着手前	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第2項	第61条		⑪	○	×	×					○	○	
	工事安全管理計画書			安全管理指定工事に関する特記仕様書		○	○	○					○		
	特定建設作業実施届出書(写)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-35 騒音・振動規制法		○	○	○					○		
	その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○		
施工過程	工事打合せ簿	第1条第5項		土木工事共通仕様書第1編 1-1-2-27	⑥	○	※7	×	○		◎		○	○	
	関係機関協議資料(許可後の資料)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-35-3		○	○	○					○		
	近隣協議資料			土木工事共通仕様書第1編 1-1-35		○	○	○					○		
	実施工程表					○	○	○					○		
	工事履行報告(工事月報等)	第12条	第53条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-24 (履行報告)		○	○	×	×				○		
	変更工程表			土木工事共通仕様書第1編 1-1-14		○	○	○					○		
	段階点検確認書			段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書	◇	○	○	○					○	○	
	段階確認書			水道工事標準仕様書第1編 1-1-45-6		○	○	○	○					○	○
	建設副産物確認処分届			土木工事共通仕様書第1編 1-1-17-13	⑩	○	○	○						○	○
	官公庁の休日・夜間等の作業届			土木工事共通仕様書第1編 1-1-36-2		○	○	○	○					○	
事故報告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-29	⑬	○	×	×	◎					○		

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5	
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出		
															提示
工事着手前	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第3項	第61条		⑪	○	×	▲					○	○	
	工事安全管理計画書			安全管理指定工事に関する特記仕様書		○	○	○					○		
	特定建設作業実施届出書(写)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-36 騒音・振動規制法		○	○	○					○		
	その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○		
施工過程	工事打合せ簿	第1条第5項		土木工事共通仕様書第1編 1-1-2-27	⑥	○	※7	×	○		◎		○	○	
	関係機関協議資料(許可後の資料)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-35-3		○	○	○					○		
	近隣協議資料			土木工事共通仕様書第1編 1-1-35		○	○	○					○		
	実施工程表					○	○	○					○		
	工事履行報告(工事月報等)	第12条	第53条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-24		○	○	×	▲				○		
	変更工程表			土木工事共通仕様書第1編 1-1-14		○	○	○					○		
	段階点検確認書			段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書	◇	○	○	○					○	○	
	段階確認書			水道工事標準仕様書第1編 1-1-45-6		○	○	○	○					○	○
	建設副産物確認処分届			土木工事共通仕様書第1編 1-1-17-13	⑩	○	○	○						○	○
	官公庁の休日・夜間等の作業届			土木工事共通仕様書第1編 1-1-36-2		○	○	○	○					○	
事故報告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-29	⑬	○	×	×	◎					○		

○財政局「工事関係書類一覧表」の改定に伴う変更修正等

現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

1 工事関係書類一覧表

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
施工過程	臨機措置通知書	第27条第2項	第54条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-41	⑫	○	×	×					○	
	損害状況通知書	第30条第1項	第73条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-38-1		○	×	×					○	
	工事出来形数量計算書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-18		○	○	○					○	○
	中間前金払に係る認定請求書	第35条第4項				○	○	○					○	○
	(支給品材料及び貸与品の)受領書・借用書	第16条第3項	第63条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-15-1	○	○	×	○		◎			○	○
	工事出来形部分検査申請書	第38条第3項	第79条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-21-1	⑬	○	×	×					○	○
	安全対策関係書類 ※8					○	○	○					○	○
	工事出来形部分検査結果通知書	第38条	第79条	横浜市請負工事検査事務取扱規程	●	○	×	×						
	(部分払)請求書	第38条第6項	第79条			○	▲	×			※9		○	
	監督員指示書			横浜市請負工事監査事務取扱規程	●	○	×	×		◎				
その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○		
設計変更時	工事完成期限延長申請書	第22条	第42条		⑰	○	○	○					○	
	工程表	第4条第1項	第52条		④	○	○	×					○	
	請書			横浜市工事設計変更事務取扱規程	○	○	×	×		◎			○	
	その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○	
工事完成時	支給品精算書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-15-3 水道工事標準仕様書第2編 1-3-33-4	○	○	×	○		◎			○	○
	境界標復元告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-37-6	⑮	○	○	○					○	○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-17-2		○	○	○					○	○
	工事(指定部分に係る工事)完成届出書	第32条第1項(第39条)	第74条(第76条)	土木工事共通仕様書第1編 1-1-20	⑱	○	×	×					○	

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出	
施工過程	臨機措置通知書	第27条第2項	第54条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-41	⑫	○	×	▲					○	
	損害状況通知書	第30条第1項	第73条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-38-1		○	×	▲					○	
	工事出来形数量計算書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-18		○	○	○					○	○
	中間前金払に係る認定請求書	第35条第4項		公共工事の中間前払金に関する取扱要領	◎	○	○	○					○	○
	(支給品材料及び貸与品の)受領書・借用書	第16条第3項	第63条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-15-1	○	○	×	○		◎			○	○
	工事出来形部分検査申請書	第38条第3項	第79条	土木工事共通仕様書第1編 1-1-21-1	⑬	○	×	▲					○	○
	安全対策関係書類 ※8					○	○	○					○	○
	工事出来形部分検査結果通知書	第38条第4項	第79条	横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程第10条 横浜市水道局請負工事検査事務取扱要領第8条	●	○	×	×						
	(部分払)請求書	第38条第6項	第79条			○	▲	×			※9		○	
	監督員指示書			横浜市水道局請負工事監査事務取扱規程第12条 横浜市水道局請負工事監査事務取扱要領第4条	●	○	×	○		◎				
その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○		
設計変更時	工事完成期限延長申請書	第22条	第42条		⑰	○	○	○					○	
	工程表	第4条第1項	第52条		④	○	○	○					○	
	請書			横浜市水道局工事設計変更事務取扱規程	○	○	×	×		◎			○	
	その他			水道工事標準仕様書		○	×	○					○	
工事完成時	支給品精算書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-15-3 水道工事標準仕様書第2編 1-3-33-4	○	○	×	○		◎			○	○
	境界標復元告書			土木工事共通仕様書第1編 1-1-37-6	⑮	○	○	○					○	○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)			土木工事共通仕様書第1編 1-1-17-2		○	○	○					○	○
	工事(指定部分に係る工事)完成届出書	第32条第1項(第39条)	第74条第1項(第76条)	土木工事共通仕様書第1編 1-1-20	⑱	○	×	▲					○	

○財政局「工事関係書類一覧表」の改定に伴う変更修正等



現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

1 工事関係書類一覧表

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5	
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出		
															提示
工事 完成 時	工事目的物引渡書	第32条 第4～6項 (第39条)	第74条 (第76条)		㊸	○	×	×	◎				○		
	建設業退職金共済制度掛金充当 実績総括表			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-40-5	◎	○	○	○					○		
	建設業退職金共済証紙受払簿			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-40-5	◎	○	○	○					○		
	建設業退職金共済証紙貼付実績 報告書			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-40-5	◎	○	○	○					○		
	掛金充当書(工事別)			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-40-5		○	○	○					○		
	実施工程表														
	再資源化等報告書			建設工事に 係る資材の 再資源化等 に関する法 律 第18条	☆	○	×	○					○		
	工事完成検査結果通知書	第32条第2 項 (第39条)	第74条 (第76条)	横浜市職員 工事検査等 取扱規程	●	○	×	×							
	請求書	第33条 第1項	第77条			○	▲	×						○	

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式 ※2	提出(提示)方法(変更) ※3 ○:OK ×:NG ▲:条件有			押印		摘要	監督員へ		検査員 確認 ※5	
		工事請負 契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP※4	代表者	現場 代理人		提示	提出		
															提示
工事 完成 時	工事目的物引渡書	第32条 第4～6項 (第39条)	第74条第6 項 (第76条)		㊸	○	×	×	◎				○		
	建設業退職金共済制度掛金充当 実績総括表			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-41-6	◎	○	○	○					○		
	建設業退職金共済証紙受払簿			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-41-6	◎	○	○	○					○		
	建設業退職金共済証紙貼付実績 報告書			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-41-6	◎	○	○	○					○		
	掛金充当書(工事別)			土木工事共通 仕様書 第1編 1- 1-41-6		○	○	○					○		
	実施工程表														
	再資源化等報告書			建設工事に 係る資材の 再資源化等 に関する法 律 第18条	☆	○	×	○					○		
	工事完成検査結果通知書	第32条第2 項 (第39条)	第74条第6 項 (第76条)	横浜市水道 局職員工事 検査事務取 扱規程第10 条 横浜市水道 局職員工事 検査事務取 扱要綱第6 条	●	○	×	×							
	請求書	第33条 第1項	第77条			○	▲	×						○	

○財政局「工事関係書類一覧表」の改定に伴う変更修正等

＜備考＞  
 ※ 詳細については、工事関係書類簡素化の手引き(土木工事編)を参照すること。掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/koujikankeishorui.html>  
 ※ 工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する  
 ※1 下線は、契約規則や各規程等に「書面により提出」等と規定されているもの。書面による提出のみ可とする。  
 ※2 様式  
 ● ……発注者が作成する書面  
 ○付き数字…横浜市土木工事共通仕様書の参考資料(様式集)の番号を示す。  
 様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/yousiki.html>  
 ◎ ……横浜市HP【事業者向け情報】に掲載されている各種様式を示す。様式掲載場所: <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/serlet/p?job=DownloadList>  
 ○ ……水道工事書類作成要領に掲載されている様式を示す。様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekoyouryo.html>  
 ◇ ……特記仕様書等で定められている様式を示す。特記仕様書等掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/tokkisyousyo.html>  
 ☆ ……建設リサイクル法関係 様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/ken-red.html>  
 ◆ ……電子納品事前協議チェックシート 様式掲載場所: [https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)  
 ※3 「書面」:紙書類による提出、「メール」:メールやCD等による電子データの提出、「ASP」:工事情報共有システムによる提出とする。2つ以上○や▲がついている場合は、いずれかの方法による。  
 ※4 情報共有システム(ASP)を利用する場合、すべての工事帳票について、原則工事打合せ簿に添付する。ただし、情報共有システムに横浜市と同等の様式がある帳票はそれに限らない。  
 ※5 検査員確認欄は、必要に応じて監督員または検査員が追加できる。検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリストを用意する。  
 ※6 契約締結後10日以内に使用に関する事前協議やID等の登録が完了している場合は可とする。  
 ※7 工事打合せ簿に他の書類を添付することで、押印欄が重複する場合は、工事打合せ簿に押印することにより他を省略できる。(不要な欄は斜線を引くなどすること。)  
 ※8 検査員にも提示する。  
 ※9 「請求書(前払金及び部分払含む)」の押印及び提出方法は、下記の表のうち、提出が可能ないずれかの方法により提出する旨を、事前に発注者(工事担当課)へ連絡し、提出方法などの詳細について確認してください。

＜備考＞  
 ※ 詳細については、工事関係書類簡素化の手引き(土木工事編)を参照すること。掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/koujikankeishorui.html>  
 ※ 工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する  
 ※1 下線は、契約規則や各規程等に「書面により提出」等と規定されているもの。  
 ※2 様式  
 ● ……発注者が作成する書面  
 ○付き数字…横浜市土木工事共通仕様書の参考資料(様式集)の番号を示す。  
 様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/yousiki.html>  
 ◎ ……横浜市HP【事業者向け情報】に掲載されている各種様式を示す。様式掲載場所: <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/serlet/p?job=DownloadList>  
 ○ ……水道工事書類作成要領に掲載されている様式を示す。様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/sekoyouryo.html>  
 ◇ ……特記仕様書等で定められている様式を示す。特記仕様書等掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/tokkisyousyo.html>  
 ☆ ……建設リサイクル法関係 様式掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/ken-red.html>  
 ◆ ……電子納品事前協議チェックシート 様式掲載場所: [https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)  
 ※3 「書面」:紙書類による提出、「メール」:メールやCD等による電子データの提出、「ASP」:工事情報共有システムによる提出とする。2つ以上○や▲がついている場合は、いずれかの方法による。  
 ※4 情報共有システム(ASP)を利用する場合、すべての工事帳票について、原則工事打合せ簿に添付する。ただし、情報共有システムに横浜市と同等の様式がある帳票はそれに限らない。  
 ※5 検査員確認欄は、必要に応じて監督員または検査員が追加できる。検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリストを用意する。  
 ※6 契約締結後10日以内に使用に関する事前協議やID等の登録が完了している場合は可とする。  
 ※7 工事打合せ簿に他の書類を添付することで、押印欄が重複する場合は、工事打合せ簿に押印することにより他を省略できる。(不要な欄は斜線を引くなどすること。)  
 ※8 検査員にも提示する。  
 ※9 押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出が可能です。提出の際は、事前に発注者(工事担当課)へ連絡し、提出方法などの詳細について確認してください。  
 請求書等の押印省略に関する情報掲載場所: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikai/shihara/soyoryaku/seiyou-ouin.html>

請求書への押印の有無	提出方法の可否(○×)		解説
	紙で提出	電子メールで提出	
【請求印】あり ※契約書等の印と一致	○	×	請求印がある場合は、押印された書類の原本を1部提出
【請求印】あり ※契約書等の印と不一致	×	×	請求印は、契約書等と同一印が必要
【請求印】なし	○	○	
【請求印】なし【社印】あり(金社名のみ印)	○	○	請求印は省略されたものとして取扱うこととする(社印はあってもなくてもよい)
【請求印】なし【担当者認印】あり	○	○	請求印は省略されたものとして取扱うこととする(担当者認印はあってもなくてもよい)
【請求印】電子印あり	×	×	請求印は、契約書等と同一印が必要なため、電子印は不可

■新旧対照表	項目	水道工事書類作成要領 2 施工計画	頁	P 1 1	改定箇所及び理由
現行（令和5年3月）		改定（令和6年4月）			
<p>2 施工計画</p> <p>(1) 施工計画書作成の要点と例</p> <p style="text-align: center;">(例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>6 施工管理計画 (例)</p> <p>(1) 施工管理計画策定の原則</p> <p>ア <u>原則として、「水道工事施工管理基準」に基づいて規格値等を計画すること。</u></p> <p>イ 施工において使用する出来形管理表や品質管理表など必要な書式を添付すること。</p>		<p>2 施工計画</p> <p>(1) 施工計画書作成の要点と例</p> <p style="text-align: center;">(例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>6 施工管理計画 (例)</p> <p>(1) 施工管理計画策定の原則</p> <p>ア <u>水道工事の施工管理計画については、「水道工事施工管理基準」の各種基準を満たしたものとすること。ただし、その基準に定めのないものについては、「土木工事施工管理基準」「土木工事検査書類作成マニュアル」(道路局)及びその他関係基準類(施設管理者との協議事項も含む)を適用し、それらの各種基準を満たした計画を行うこと。</u></p> <p>イ 施工において使用する出来形管理表や品質管理表など必要な書式を添付すること。</p>			<p>○令和5年12月11日水技第354号「適正な工事の施工について」及びその他関連する通知に基づく施工管理計画策定根拠の明確化に伴う修正等</p>

■新旧対照表	項目	水道工事書類作成要領 7 出来形管理関係	頁	P 2 3	改定箇所及び理由
現行（令和5年3月）		改定（令和6年4月）			
<p><b>7 出来形管理関係</b></p> <p>請負人は、出来形管理で使用する表などについては、次に掲載する各管理表を参考にして請負人自ら作成する。作成した管理表は、「施工計画書」6 施工管理計画に添付する。</p> <p>(1) 管布設管理表</p> <p>(2) 小型仕切弁室管理表</p> <p>(3) 小型消火栓室管理表</p> <p>(4) 不断水連絡部防護管理表</p> <p><u>(5) 測点計測による舗装厚管理表 a</u></p> <p><u>(6) 測点計測による舗装厚管理表 b</u></p> <p><u>(7) 掘起しによる路盤厚管理表</u></p> <p><u>(8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表</u></p> <p><u>(9) 給水台帳（水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書を参照）</u></p>		<p><b>7 出来形管理関係</b></p> <p>請負人は、出来形管理で使用する表などについては、次に掲載する各管理表を参考にして請負人自ら作成する。作成した管理表は、「施工計画書」6 施工管理計画に添付する。</p> <p>(1) 管布設管理表</p> <p>(2) 小型仕切弁室管理表</p> <p>(3) 小型消火栓室管理表</p> <p>(4) 不断水連絡部防護管理表</p> <p><u>(5) 給水台帳（水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書を参照）</u></p> <p><u>(6) その他</u>  <u>舗装やL型側溝の出来形管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考に して作成すること。</u></p>			<p>○令和5年12月11日水技第354号「適正な工事の施工について」及びその他関連する通知に基づく出来形管理計画策定の明確化に伴う修正等</p>

現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

改定箇所及び理由

(5) 測点計測による舗装厚管理表 a

工事番号	令和 年度 決第 号	工 種	(L交通 表層工)	令和 年 月 日測定
工事名	〇〇町口径100mm から150mm 配水管布設替工事	監理技術者等		測定者

測点	測定箇所	設計値(mm)	測定値(mm)	差 (mm)	規格値 (mm)	略 図
No.1	路盤高 h					
	表層高 h1					
	表層厚 t				-7	
No.2	路盤高 h					
	表層高 h1					
	表層厚 t				-7	
No.3	路盤高 h					
	表層高 h1					
	表層厚 t				-7	
No.4	路盤高 h					
	表層高 h1					
	表層厚 t				-7	
No.5	路盤高 h					
	表層高 h1					
	表層厚 t				-7	
記事						

○舗装の出来形管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」(道路局)を参考することとしたため、本要領に掲載している表(5)(6)を削除

削除

(6) 測点計測による舗装厚管理表 b

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
工種名	舗装打換工 (B交通)		監理技術者等
規格値	表に記載		測定者



測定位置	La	Ca	Ra	Lb	Cb	Rb	Lc	Cc	Rc	Ld	Cd	Rd	Le	Ce	Re	L(a-b)	C(a-b)	R(a-b)	L(b-c)	C(b-c)	R(b-c)	L(c-d)	C(c-d)	R(c-d)	L(d-e)	C(d-e)	R(d-e)
規格値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-45	-45	-45	-25	-25	-25	-15	-15	-15	-7	-7	-7
測 点	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	実	差	差	差	差	差	差	差	差	差	差	差	差
No.1																											
No.2																											
No.3																											
No.4																											
No.5																											



現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

(7) 掘起しによる路盤厚管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	上層路盤工 (RM-40) t=35cm		監理技術者等
合格判定値	個々-25mm以内、X3=-6mm以内、X6・X10=-8mm以内		測定者

測点										平均
測定値										
差										



(8) 抜取りコアによる舗装厚管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	表層工 (再生密粒度13mm) t=50mm		監理技術者等
合格判定値	個々-7mm以内、X3=-1mm以内、X6・X10=-2mm以内		測定者

測点										平均
測定値										
差										



削除

○舗装の出来形管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」(道路局)を参考することとしたため、本要領に掲載している表(7)(8)を削除

■新旧対照表	項目	水道工事書類作成要領 8 品質管理関係	頁	P 2 8	改定箇所及び理由
現行（令和5年3月）		改定（令和6年4月）			
<p><b>8 品質管理関係</b></p> <p>請負人は、品質管理で使用するチェックシートや表などについては、次に掲載する各項目を参考にして請負人自ら作成する。作成したチェックシートや管理表などは、「施工計画書」6 施工管理計画に添付する。</p> <p>(1) 各種継手チェックシート 各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。各協会に掲載が無い継手のチェックシートについては、各製品または材料の施工要領書や取扱い説明書などを確認のうえ作成し、書式を添付する。 ア ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート：【日本ダクタイル鉄管協会】ホームページ イ 鋼管継手部の出来形チェックシート：【日本水道鋼管協会】ホームページ</p> <p>(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート 「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」別表－1 参照</p> <p><u>(3) 路盤締固め度管理表</u></p> <p><u>(4) 合材締固め度管理表</u></p> <p><u>(5) アスファルト温度管理表</u></p> <p><u>(6) レディーミクストコンクリートの品質管理表</u></p>	<p><b>8 品質管理関係</b></p> <p>請負人は、品質管理で使用するチェックシートや表などについては、次に掲載する各項目を参考にして請負人自ら作成する。作成したチェックシートや管理表などは、「施工計画書」6 施工管理計画に添付する。</p> <p>(1) 各種継手チェックシート 各協会ホームページに掲載されているものを参考に作成してください。各協会に掲載が無い継手のチェックシートについては、各製品または材料の施工要領書や取扱い説明書などを確認のうえ作成し、書式を添付する。 ア ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート：【日本ダクタイル鉄管協会】ホームページ イ 鋼管継手部の出来形チェックシート：【日本水道鋼管協会】ホームページ</p> <p>(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート 「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」別表－1 参照</p> <p><u>(3) その他</u> <u>舗装等の品質管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考にして作成すること。</u></p>	<p>○令和5年12月11日水技第354号「適正な工事の施工について」及びその他関連する通知に基づく出来形管理計画策定の明確化に伴う修正等</p>			

現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

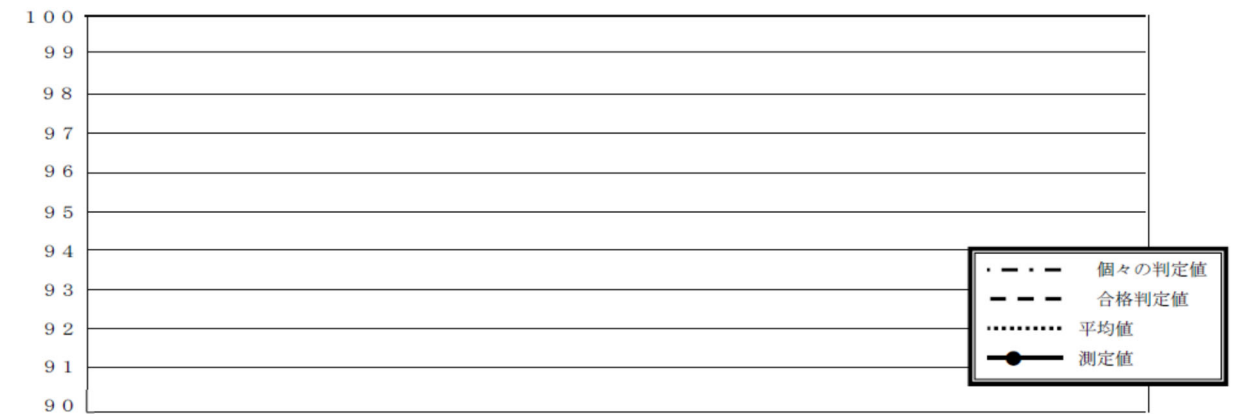
(3) 路盤締固め度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	上層路盤密度試験（砂置換法）RM-40 t=35cm		基準密度
合格判定値	個々=基準密度の93%以上、 X3=96.5%以上、 X6=95.5%以上、 X10=95.0%以上		監理技術者等
			測定者
測点			平均
測定値			
百分率			



(4) 合材締固め度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名	
試験項目	合材密度試験 再生密粒度13mm t=5cm		基準密度
合格判定値	個々=基準密度の94%以上、 X3=96.5%以上、 X6=96.0%以上、 X10=96.0%以上		監理技術者等
			測定者
測点			平均
測定値			
百分率			



削除

○舗装の品質管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考することとしたため、本要領に掲載している表（3）（4）を削除

現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

改定箇所及び理由

(5) アスファルト温度管理表

工事番号	令和 年 決第 号	工事名
混合物の種類		監理技術者等
最適締め温度	配合温度	℃～           ℃ 測定者

月	日														
台	数														
出	荷														
到	着														
転	圧														

削除

○舗装の品質管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考することとしたため、本要領に掲載している表（5）を削除



現行（令和5年3月）

改定（令和6年4月）

(6)レディーミクストコンクリートの品質管理表						
工事名						
【配合設計】						
呼び名 普通-21-8-20-BB						
水セメント比 55.0%以下 空気量 4.5% 塩化物含有量 0.3 kg/m <sup>3</sup> 以下 単位水量 175 kg/m <sup>3</sup>						
打設日	1/8	1/11	/	/	/	備考
スランプ	8.0	8.5				
空気量	4.5	5.0				
塩化物含有量	0.03	0.03				
σ7圧縮強度	16.8	17.0				
σ28圧縮強度	24.5	25.0				
単位水量	172	175				
スランプ [cm]	10.0					8cm±2.5cm
	9.0					
(例)	8.0					
	7.0					
	6.0					
空気量 [%]	5.5					4.5%±1.5%
	5.0					
(例)	4.5					
	4.0					
	3.5					
塩化物含有 量 [kg/m <sup>3</sup> ]	0.04					
	0.03					
(例)	0.02					
σ7圧縮強 度 [N/mm <sup>2</sup> ]	21					
	19					
(例)	17					
	15					
	13					
σ28圧縮強 度 [N/mm <sup>2</sup> ]	29					
	27					
(例)	25					
	23					
	21					
単位水量 [kg/m <sup>3</sup> ]	190					
	180					
(例)	170					
	160					

削除

○舗装の品質管理表は「土木工事検査書類作成マニュアル」（道路局）を参考することとしたため、本要領に掲載している表（6）を削除

